



種の保存法における 特定第二種国内希少野生動植物種 の保全について



環境省自然環境局野生生物課
希少種保全推進室



令和5年2月18日

特定第二種国内希少野生動植物種の保全のための情報交換会
@Webex

種の保存法の概要と保全のしくみ

目的：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。

- 環境省レッドリスト
- 環境省レッドデータブック



ワシントン条約（CITES）附属書 I 掲載種

二国間渡り鳥等保護条約（協定）通報種



種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）

2023年2月18日時点

国内希少野生動植物種（442種）

本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物種

- **捕獲等の禁止**
- **譲渡し等の禁止**
- **生息地等保護区** 10地区指定(約1489ha)
- **保護増殖事業** 75種・亜種に関する計画策定

国際希少野生動植物種（807種類）

国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物種

- **譲渡し等の規制**（生体のほか、剥製や死体、一部の種では毛皮などの器官も規制対象）
→ **売る、買う、貸す、借りる、あげる、もらう**
行為全てが規制対象

緊急指定種（4種） 特にその保存を緊急に図ることが必要な場合に指定

特定第二種制度創設の背景

○ 多くの絶滅危惧種が二次的自然（里地里山等）に依存※

+ 人口減少等に伴い自然への働きかけが縮小

→ 二次的自然環境を積極的に保全対象とし、人の働きかけを維持するための支援等が必要。

※昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定。

○ 二次的自然に分布する一部の種

・ 高額取引等を背景とした業者等による大量捕獲の危機



・ 指定に伴う現行の規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼす場合もある。

昆虫類



○ 産卵数が多いなど増殖率が高く、生息環境が改善すれば速やかな回復が見込まれる種※は、捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）の規制が重要ではない場合がある。

※昆虫類、淡水魚類、両生類等を想定。



ため池



H29法改正により「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を新設

特定第二種国内希少野生動植物種とは

＜国内希少野生動植物種＞

○学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止。

捕獲・採取
損傷

販売・交換

＜特定第二種国内希少野生動植物種＞

(H29年の法改正で新設・第4条第6項)

○販売・頒布の目的での捕獲等及び譲渡し等を禁止。

販売・頒布
目的の捕獲等・
譲渡し等

調査研究・環境教育等
趣味の範囲での
捕獲や交換

期待される効果

- ✓ 多様な主体による積極的な保全活動、調査研究、ふれあい活動の促進
- ✓ 全国での流通の停止、販売目的での大量捕獲等の抑制による保全
- ✓ 保護増殖事業の実施（第45条等）や生息地等保護区の指定（第36条等）、交付金の活用による保全



R1年度
指定



©自然環境研究センター

トウキョウサンショウウオ



カワバタモロコ



©自然環境研究センター

タガメ



特定第二種への指定状況

令和2年2月10日 3種を初指定

•両生類（1種）：トウキョウサンショウウオ

魚類（1種）：カワバタモロコ

昆虫類（1種）：タガメ

令和4年1月4日 25種追加指定

•両生類（23種）：アブサンショウウオ、アキサンショウウオ、ヤマグチサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオ、オオイタサンショウウオ、ヒガシヒダサンショウウオ、マホロバサンショウウオ、ベッコウサンショウウオ、イワミサンショウウオ、イヨシマサンショウウオ、イズモサンショウウオ、ブチサンショウウオ、カスミサンショウウオ、オキサンショウウオ、チクシブチサンショウウオ、チュウゴクブチサンショウウオ、サンインサンショウウオ、セトウチサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ、ヒバサンショウウオ、ヤマトサンショウウオ、シコクハコネサンショウウオ、キタサンショウウオ

•二枚貝類（2種）：カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイ



令和5年1月11日 9種追加指定

•両生類（1種）：ホムラハコネサンショウウオ

•昆虫類（7種）：ゲンゴロウ、ヒメフチトリゲンゴロウ、エゾゲンゴロウモドキ、マルガタゲンゴロウ、オオイチモンジシマゲンゴロウ、オキナワスジゲンゴロウ、コバンムシ

•甲殻類（1種）：ニホンザリガニ

合計37種

今後の特定第二種の保全について

○制度の適切な周知・普及啓発

かつては身近にいた絶滅危惧種を幅広い主体が連携しながら保全するため、制度や現状の情報発信。

○保全の手引きの作成

トウキョウサンショウウオ、タガメ、カワバタモロコについて、現在手引きを作成中。今年度末に公表予定。

○民間主体の活動の支援・共有化

今回保全に関する情報交換会を開催。HPで概要公開予定。今後の情報共有の在り方についても意見交換。

○関連施策の積極的活用

必要に応じて生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画、**生物多様性保全推進支援事業**等の関連制度・事業を積極的に活用する。



特定第二種制度のチラシ



特定第二種指定の周知チラシ



支援事業を活用した保全活動

総合討論のテーマ（16:00~）

①持続的に活動するための工夫や課題

- 人材の確保や長く活動を続けるための工夫やアイデアなど

②各主体の活動状況や成果の活用・共有

- 各活動に関する情報や成果の共有、継続的な種の状況把握への活用などについて提案や期待、課題など

③次の世代にどう伝えるか

- 生物多様性や保全の重要性を次世代に伝えるために必要だと思うこと、実践されていることなど